

# 上田市教育委員会5月定例会会議録

## 1 日 時

平成28年5月18日(水) 午後3時30分から午後4時20分まで

## 2 場 所

上田駅前ビルパレオ5階 上田市教育委員会 第一会議室

## 3 出席者

### ○ 委 員

教 育 長	小林 一雄
教育長職務代理者	城下 敦子
委 員	寺島 滋
委 員	北沢 秀雄
委 員	平田 利江子

### ○ 説 明 員

中村教育次長、浪方教育参事、小野沢教育総務課長、小井戸学校教育課長、小林生涯学習課長、宮崎人権同和教育政策幹、浅野文化振興課長、滝沢スポーツ推進課長、加藤丸子地域教育事務所係長、清水真田地域教育事務所長、清住武石地域教育事務所長、村山第一学校給食センター所長、黒岩第二学校給食センター所長、池内丸子学校給食センター所長、竜野中央公民館長、水野西部公民館長、滝沢城南公民館長、倉澤上野が丘公民館長、土屋塩田公民館長、大滝川西公民館長、山崎上田図書館館長、飯島上田情報ライブラリー館長、倉澤上田博物館長

## 1 あいさつ

- ・ 平田委員 あいさつ

## 2 〈協議事項〉

### (1) 上田市教育支援委員会委員の委嘱について（学校教育課）

#### ○ 資料1により小井戸学校教育課長説明（要旨）

学校教育法施行令第18条の2及び附属機関に関する条例に規定する標記委員会委員の委嘱について、14名の承認をお願いしたい。任務は、障がいのある幼児、児童生徒の就学相談及び一貫した教育支援に関し、教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行うことである。委嘱期間は平成28年6月1日から平成30年5月31日までである。

#### ○ 質疑

##### 城下委員

平成26年5月のときは全委員さんの経歴など付けていただいたが、今回、個人依頼委員の方のみになっている。何か理由はあるのか。

##### 小井戸学校教育課長

特に大きな意味はない。現職の職員等を記載させていただいた。

##### 城下委員

名前だけの羅列で承認してもよいということであれば承認する。

##### 小井戸学校教育課長

校長会から推薦された先生である。その他の先生については各学校で特別支援の担当している先生ということである。こちらからの推薦ではなく、依頼して校長会で推薦していただいた方である。

##### 城下委員

2年前の定例会の資料を見ていただければわかるが、経歴を付けたうえでの資料の提示であった。そういうところは見えていただければよいかと思う。

##### 小林教育長

校長会として一般の先生についても責任をもって推薦しているということで、そのあたりが前回の資料と違っているわけだが、校長会の推薦ということでご了解いただきたい。

##### 城下委員

以前は心身障害児就学指導委員会という名称のものであったと思う。任務というところに記載されているとおり、就学相談だけでなく、その後の一貫した教育支援に関し調査審議を行うことでの委員会である。継続的に就学判断だけでなく教育的ニーズにその都度応えていくということのうえでは発達相談センターや教育相談所との連携はどのようにしていくのか。

##### 小井戸学校教育課長

通常は年8回の開催を予定している。審議するメンバーがこのメンバーということであるが、この委員会へ上がってくる前に、小学校では、前年度幼稚園、保育園に行っている年代なので保育課の特別支援の担当者、あるいは相談センターの担当者、そういった職員からの意見などを必ず聞き、当日の説明会では保育課の担当の保育士が必ず出席する。ほかの施設の責任者、担当者についても必ず連携をとり、事前に資料等を全部揃えてこの委員会に諮る。最終的に判断するのがこのメンバーであるが、この以前にはかなりの積み上げをもって諮っていくという組織である。

#### 城下委員

それは就学相談という部分であるが、そのあとのその都度一貫した教育支援というところではどのように関わってくるのか。

#### 小井戸学校教育課長

この委員の方たちは直接判断をする部分の割合が多い。翌年度、就学の判断をするという任務が一番である。上田市では「つなぐ」という個人の幼年期から高校生までの支援ノートがある。そういったものを必ず備えており、保育園、小学校、中学校、高校まで引き継いでいく。そこに小学校の担任の先生、養護教諭、特別支援の先生あるいは家庭からの意見を書き込んで残していく。そのなかで年代に応じて関わり、つないでいくということを行っている。

#### 小林教育長

一番大事なのは親がしっかり納得するということである。そういうなかで単に就学だけを目的とするようなものではないということでのこのような名称になった。

○ 全委員 了承

### (2) 平成28年度学校評議員の委嘱について（学校教育課）

○ 資料2により小井戸学校教育課長説明（要旨）

学校教育法施行規則第23条の3第3項、上田市立小・中学校管理規則第21条及び上田市立小・中学校学校評議員設置要綱第3条第2項の規定により、学校評議員を委嘱する。主な任務は校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることである。任期は委嘱の日から平成30年3月31日までである。委嘱については当該校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

○ 質疑

#### 寺島委員

8期、9期、10期の方がいる。1期が2年なので10期だと20年になる。長いということはそれだけ重要なことをされていて信頼があるとは思いますが、それにしても長過ぎるような気がする。期限の定めはないが10年程度がいいのではないかと。きまりではなく、申し合わせ事項で、とりあえず5期ぐらいで設けたほうがよいかと思う。趣旨からいうと地域の方に、たくさんの方に学校に関心を持ってもらい関わってもらいたいとすればある程度目安をつくり、学校側にも来年以降の選考については最長でもこのくらいということをお願いしたらどうか。

城下委員

これは期間を定めることはできないのか。

小林教育長

今回はできないが、今のような話しがあったので例えば次に選ぶときはどういう形になるのか、はっきり任期を定めるとなると規則を変えなければならない。

寺島委員

それぞれ事情があり縛りきれないと思う。規則がどうこうではなく、規則の申し合わせでこのくらいを目途にお願いして欲しいというようにしたほうがいいのではないか。

小井戸学校教育課長

4月の校長会で、昨年も長い任期の方については見直しをとお願ひしたところである。そのときも3期を目途にとははっきりと明示したものを出しているが、なかなか学校のほうでも見つからなかったりということでお願ひしてきた経過はある。あらためて徹底していきたいと思う。

城下委員

学校評議員に関しては、2年前も同じことを申し上げた。永遠のテーマであり、その度に同じことを私たち委員が言ってもまったく進歩がない。これに限らずであるが、積み上げていくということをやっていただきたい。同じことを毎年毎年繰り返すこちらから要望し、同じことの繰り返し、堂々めぐりはやめていただきたい。例えば、全体で評議員は何名いて、5期以上の方は何人いて何パーセントであり、新しい1期に替わった方は何パーセントになったかという、数字を拾えば出るものについてはわかりやすく数字で表すということも必要である。

小林教育長

来期以降、選ぶ前に対策というか縛りがかかるようなものをお願いしたい。

○ 全委員 了承

### (3) 上田市放課後児童クラブ条例の一部改正について（学校教育課）

○ 資料3により小井戸学校教育課長説明（要旨）

南小学校区にある放課後児童クラブ「学童保育所トットの家」は今年度現地での建て替えを予定している。建て替え期間中は、代替施設で事業を実施するため、施設の位置を定めている当該条例の第2条を改正するものである。

- ・改正前 上田市中之条5 1 9番地4
- ・改正後 上田市上田原8 2 4番地1

施行期日は公布の日からである。

○ 質疑

城下委員

トットの家は築何年か。

小井戸学校教育課長

現在の建物は平成10年の建物になるので築18年になる。

城下委員

老朽化で建て替えるのではないのか。

小井戸学校教育課長

トットの家自体が、かなり人数が増えている。平成17年にトット分室スマイルというものができ現在2か所で運営している。分室のスマイルのほうを民間の方に無償でお借りしているが、そろそろ返してほしいということの前々から言われていた。そこを返さなければいけないため現地にある平屋を2階建てにし、倍ぐらいの大きさの施設にしていきたいということで、トットとスマイル2つの施設を一緒にしたものをつくり新築することになった。

○ 全委員 了承

#### (4) 上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について (学校教育課)

○ 資料4により小井戸学校教育課長説明 (要旨)

条例改正の主旨は、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行された。この法律のなかで学校に関する規定の部分が変わり「義務教育学校」という表記が今回法律上加わったということである。当該条例では、放課後児童健全育成事業所(放課後児童クラブ)には、「放課後児童支援員」を置くこととしており、この「放課後児童支援員」となる資格の一つとして、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」と定めているが、ここに義務教育学校を追加するものである。施行期日は公布の日からである。

○ 全委員 了承

### 3 (報告事項)

#### (1) 学校教育関係寄附の状況 (学校教育課)

○ 全委員 了承

#### (2) 文化振興関係寄附の状況 (文化振興課)

○ 全委員 了承

#### (3) スポーツ関係市長表敬訪問者報告 (スポーツ推進課)

○ 資料7により滝沢スポーツ推進課長説明 (要旨)

チアリーディング国際大会に出場された総合型地域スポーツクラブ、うえだミックスポーツクラブ、上田エンジェルスのが皆さんが市長表敬訪問をされた。記念品として幸丸くんミニスポーツタオルを差し上げた。

○ 全委員 了承

**(4) 図書館関係寄附の状況（上田図書館）**

○ 資料8により山崎上田図書館長説明（要旨）

匿名の方から図書購入費として現金5,000円の寄附があった。

○ 全委員 了承

**(5) ふれあい人権の集い2015事業報告（丸子地域教育事務所）**

○ 資料9により加藤丸子地域教育事務所係長説明（要旨）

平成27年12月9日（火）に43回目となるふれあい・人権の集い2015が丸子文化会館セレスホールで開催された。入場料は無料であり参加者は220人であった。事業実施内容として小中高（丸子・武石地域）の児童生徒4名による人権啓発作文の発表や人権講演会が行われた。

○ 質疑

城下委員

アンケートに、開催時間をもう少し遅くしてほしいとあるが何時からだったのか。

丸子地域教育事務所係長

事業実施内容にも記載してあるが、18時15分からである。

○ 全委員 了承

**(6) みんなの人権セミナー2015事業報告（丸子地域教育事務所）**

○ 資料10により加藤丸子地域教育事務所係長説明（要旨）

平成27年1月21日（木）、2月17日（水）、3月2日（水）の3日間にわたり、丸子文化会館小ホールでみんなの人権セミナーが開催された。受講料は無料であり参加者は273人であった。

○ 全委員 了承

**(7) 「国際交流フェスティバル2016 in Maruko」について（丸子地域教育事務所）**

○ 資料11により加藤丸子地域教育事務所係長説明（要旨）

平成28年5月22日（日）に丸子文化会館で「国際交流フェスティバル2016 in Maruko」が開催される。雨天決行で時間は10時から14時までであり、ステージ発表や活動展示ブースがある。また、入場無料である。

○ 全委員 了承

**(8) 信州国際音楽村「信州ルネッサンス2016」について（丸子地域教育事務所）**

○ 資料12により加藤丸子地域教育事務所係長説明（要旨）

上田市合併10周年記念事業として、平成28年5月28日（土）から6月5日（日）まで信州国際音楽村で「信州ルネッサンス2016」が開催される。親子ワンコインコンサー

トやラジオの公開生放送が行われる。

○ 全委員 了承

(9) 行事共催等申請状況について（学校教育課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ推進課・  
交流文化芸術センター）

○ 質疑

北沢委員

サントミュージゼの行事共催等申請状況があるが、サントミュージゼの使用状況、稼働率について年間を通して分かっているものがあるのかどうか、状況が分かれば教えていただきたい。

○ 全委員 了承

#### 4 〈その他〉

・ 竜野中央公民館長より公民館だより説明

○ 全委員 了承

閉会